茂原市私道舗装工事補助金事務手続き

茂原市補助金交付規則(以下「規則」という。)及び茂原市私道舗装工事補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、次の手続き及び関係書類を提出していただきます。

1. 事 前 相 談

補助金の交付申請にあたり、各種の条件等について検討していただきます。

- 舗装要望道路が、要綱第3条の補助対象私道であることを確認していただきます。
- 道路の形態による補助率の確認をしていただきます。
- 舗装工事業者(市の指名業者)の見積書を取っていただき、工事費と地元分担金の概 算額を認識していただきます。
- 舗装工事に対する関係者で組合を組織し、組合の代表者が申請手続きを行っていただきます。なお、市はこの代表者に連絡し、協議や打ち合わせをさせていただきます。
- 申請書には、私道所有者の全員及び隣接地権者の同意が必要となります。 また、工事費の地元負担分の分担金同意書が必要となります。
- 私道舗装工事補助金は、当初予算はありませんので、同意具合等の事務の進み具合を確認させていただき、予算の要求をいたします。したがって、予算の要求時期までに同意等が戴けない場合は次の予算要求となります。 なお、要求はあくまでも要求ですので、予算の内示が取れるまで繰り返し要求してまいります。

2. 交 付 要 望

○ 補助金等交付要望書

予算の内示を受けたときに、正式に私道管理組合を組織していただき、代表者名で以下 の補助金申請等について代表して申請をしていただきます。

交付申請に必要な書類がすべて整った時点で、交付要望書を受理いたします。

各種申請書(補助金請求までのすべて書式を用意していただきます) 施工同意書・分担金同意書 工事設計書・見積書等

3. 内 定 通 知

● 補助金等内定通知書

予算の内示を受け、交付要望受理後、内容を審査し、補助金の内定を組合に通知します。

4. 交 付 申 請

市議会での予算が議決されると、交付申請となり、これを受理します。

- 私道舗装工事補助金交付申請書
- 〇 誓約書
- 私道舗装工事施工同意書
- 私道舗装工事費分担金同意書
- 事業計画書、収支予算書
- 工事設計書(見積書、位置図、平面図。縦横断図、数量計算書等)、公図写し等

5. 交付決定通知

● 補助金交付決定通知書

交付申請内容を審査し、内部決裁後、交付決定を組合に通知します。

業者と組合で請負契約を交わし、実施工事期間等について関係者と協議し、工事に取りかかることとなります。

6. 着 工

○補助事業等着手届

交付決定通知を受けた後、舗装工事業者と請負契約を交わし、その契約書の写しを添付 して工事の着工届を提出していただきます。

着工後、施工業者より工事に関する書類の提出や中間検査を実施させていただきます。

工事請負契約書(写)

施工計画書 業者より工事に係る必要書類(組合代表者宛)を提出していただきます。

路盤検査 業者より路盤が完成した時点で、連絡を頂き、代表者又は関係者の 立会いの上、市職員(担当職員)が路盤検査を行います。検査後アス ファルト舗装工事を行います。

7. 完 了

○ 補助事業等完了届

舗装工事が完成した時点で、完了届を提出していただきます。

日程調整をして、代表者及び工事業者の立会いの上、市職員(検査担当職員)が完了検査を行います。特に指示が無ければ合格です。

○ 補助事業等実績報告書

検査完了後、業者の請求により工事代金をお支払いいただき、その領収書の写し及び関係書類を添付して実績報告を提出していただきます。

支決算書、出来形管理図表、工事写真、工事代金の領収書の写し等

8. 確 定 通 知

● 補助金等確定通知書

実績報告書の審査し、内部決裁後、補助金等の額の確定を組合に通知します。

9. 交 付 請 求

○ 補助金等交付請求書

確定通知を受けた時点で、必要書類を添えて補助金の交付請求をしていただきます。 補助金等交付決定通知書(写)

補助金等確定通知書(写)

補助金口座振替依頼書(金融機関の組合名義の口座)

10. 振込み

● 会計課の内部審査後、ご指定の金融機関の私道管理組合の口座に、補助金を振込みさせていただきます。(約1ヶ月後)

11. 維 持 管 理

組合員の皆様で、私道の維持管理をお願いします。